

令和6年度

国営施設応急対策事業母畑地区

南幹線用水路改修（その3）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

国営施設応急対策事業母畑地区南幹線水路改修（その3）工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営施設応急対策事業母畑地区の事業計画に基づき、南幹線水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

福島県石川郡石川町大字塩沢地内

3. 工事概要

本工事は、南幹線水路における管水路の補修工事で、その概要は次のとおりである。

南幹線水路

管水路工

水路延長 L=83.20m

施工始点

No. 226+16.800

施工終点

No. 230

内訳

（1）布設替え工	L=83.200m	SL=83.285m
ダクタイル鋳鉄管 ALW2 種	φ 1350	L=83.200m SL=83.285m
異種管継手等		N=2 本
（2）仮設工		1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

現場工事着手（排水）は、非かんがい期である11月1日以降とする。

工事着手前に監督職員及び施設管理者と排水時期及び充水開始日を打ち合わせることとする。

る。

管布設替え工については、令和7年2月25日まで完了するものとする。

なお、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等73日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置する事を要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年9月20日から令和7年3月10日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年9月19日まで)

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、

工期に係る契約を変更することにより、工事に着手する事ができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には余裕期間は適用しない。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の地質は、砂質土及び軟岩を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事等として次に示す工事及び業務を予定しているので、監督職員及び関連する工事及び業務の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

北幹線用水路改修（その1）工事（仮称）（施工予定時期 令和6年9月～令和7年3月）

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の

円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

町道 2089 号線においては、車両通行止めで考えている。

なお、工事用資・機材の運搬等に使用する公共道路については、他の交通の支障とならないよう留意すると共に、事故防止に努めなければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

本工事において、関係機関との調整が生じた場合は、その調整結果により変更することがある。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1－1－3 4 及び 3－2－2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第 5 章 指定仮設

1. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は下記に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地先名	搬出予定量	適 用
塩沢土捨場	石川町大字塩沢字佐武内 136-1 他	989m ³	

2. 工事用道路等

工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。工事用道路は敷鉄板で考えているが、現場条件等により、これ以外の資材を使用する場合は 監督職員と協議するものとする。

歩行者用道路において、仮囲い等が必要と判断される場合には、その範囲、構造を監督職員と協議するものとする。

3. 除雪工

除雪は計上していないが、除雪が必要な場合は別途協議するものとする。

なお、除雪対象積雪深は 10cm 以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙－2に示すとおりである。

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- （5）工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、受注者の責任により確保するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品については、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）基礎砂

ア 山砂 SF 相当品

（2）ダクトイル鋳鉄管

ア J D P A G 1053-2000（ALW 型ダクトイル鋳鉄管） 呼び径 1350mm、ALW 2 種

（3）鋼製異形管

ア STW400 特殊継輪 φ1350 FRPM×ALW

イ STW400 特殊継輪 φ1350 ALW×SP

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
ダクトイル鋳鉄管（ALW）	カタログ、物性試験結果表、試験結果報告書
鋼製異形管	カタログ、試験結果報告書
基礎砂	粒度分析表
碎石類	粒度分布表・試験成績書
再生密粒度アスコン	試験成績書
土木安定シート	カタログ、試験成績表
埋設物表示テープ	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
ダクトイル鋳鉄管（ALW）	外観・寸法等	現場搬入時 （1本抽出）
鋼製異形管	外観・寸法等	現場搬入時

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
仮設材（敷鉄板）		棚倉町

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事に使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による

林地開発許可書)

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

	工 種	確 認 内 容	確認時期	遠隔 対象	備考
布 設 替 え	掘削	床付け状況 基準高さ	初期床付け、完了時	－	
		地質状況	地質変化時	－	
	管水路基礎 (管底、管側部)	幅、厚さ、高さ	初期施工段階 で1箇所	－	
	管水路	基準高	初期施工段階 で1箇所	－	

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	道路復旧工、仮設工
再生粒度調整碎石	RM-40	道路復旧工
再生密粒度アスコン	13F	道路復旧工

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分
コンクリート	(有)玉川興産	石川郡玉川村大字	8:30～17:00	再資源化業者

		岩法寺字高野 5		
アスファルト	(有)玉川興産	石川郡石川町大字 沢井字深谷 161-6	8:30～17:00	再資源化業者
廃プラ (土木シート)	(株)サニー・ クリエーショ ン・プランニン グ	須賀川市梓衝薊内 10	8:30～17:00	再資源化業者
汚泥	(株)鮫川リサイ クル	須賀川市横山町 39 番	8:30～17:00	再資源化業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 表土剥ぎ

耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、30cm 程度を考えているが、作業開始前に地権者へ剥ぎ取り厚さの確認を行うものとする。

また、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。

(2) 掘削

ア 建設発生土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか、全て建設発生土等受入地へ搬出しなければならない。なお、前項で特定汚染土壌に該当する土砂が発生した場合及び建設発生土等受入地への搬出が困難となった場合は、監督職員が別途指示するものとする。

イ 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

ウ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生する恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(3) 埋戻し及び盛土

ア 埋戻し及び盛土は、建設発生土及び購入土を使用し一層の仕上り厚さが 30 c m 程度になるようにまき出し、締固め機械により十分に締固めなければならない。

イ 埋戻し及び盛土に現地発生土を使用する場合は、事前に締固め試験を実施し、試験施工結果に基づいて、所要の締固め度となるよう施工しなければならない。また、埋戻し及び盛土に使用する土については、粒度試験、締固め試験、密度試験、含水比試験を行うものとする。なお、購入土を使用した場合においても同様とする。

ウ 管頂から管頂上 30 c m までの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが 30 c m 程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう振動コンパクタ等の締固め機械により締固め度 85% 以上となるよう締固めなければならない。

エ 管頂上 30 c m から 60 c m までの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが 30 c m 程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1 t 以下の締固め機械により地山程度となるよう締固めなければならない。

6. 基礎工

(1) 管体基礎

ア 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1 t 以下の締固め機械により締固め度 85% 以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めは、振動コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

7. 管布設替え工

(1) ダクタイル鋳鉄管

ア 塗覆装

内面の塗覆装はシリカエポキシ樹脂塗装とする。

(ア) 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダ

クタイル鋳鉄管用接合部品) による。

(イ) 鋼製異形管

既設管と接続する異形管については図面に示すとおりである。

8. 耕地復旧工

発注者が用意した借地範囲（工事箇所及び進入道路）を使用するにあたって、使用範囲を明確にし、現況（施工前）の状態を確認した上で使用するものとする。工事終了後は、掘削箇所の基盤復旧後に表土の埋戻しを行い、表土埋戻し箇所をロータリーテレー等で耕起し、施工前の状態に戻すものとする。

9. 撤去・復旧工

用水路の改修にあたり、以下の支障物を事前に撤去し、用水路改修後、復旧を行うものとする。

復旧にあたっては、撤去材を再利用することから、損傷が生じないように慎重に撤去し、撤去後は受注者の責において適切に管理しなければならない。

なお、現地確認及び取り外しの結果、再利用できない場合は、監督職員と協議するものとする。

支 障 物	規 格	備 考
落蓋式側溝	U-300	
アスカーブ		

10. 幹線用水路排水工

受注者は令和6年11月1日以降、速やかに幹線用水路の排水作業を行うものとする。

排水作業に当たっては排水先の水路の溢水に十分注意し作業を行うものとする。

(1) 排水作業

排水作業については、以下の内容で考えている。

ア 南幹線用水路は南部調整池、4号分水工、3号分水工、2号分水工を全閉とする。

イ 千五沢ダム取水塔のゲート操作は施設管理者が行うものとし、受注者はゲートの全閉を確認する。

ウ 南幹線用水路の3号分水工排泥弁を開け排水作業を行う。

11. 幹線用水路充水工

令和6年11月1日から令和7年3月31日までの千五沢ダムの最大取水量は0.082m³/sとなっており、これを超えての取水は不可能である。

充水開始は令和7年2月25日、充水完了は令和7年3月2日で考えているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

なお、充水完了の判断については、監督職員と打ち合わせるものとする。

(1) 充水作業

- ア 各施設の排泥弁及び南北調整池分水ゲート、幹線用水路の主弁、分水弁が全閉となっていることを確認し、ダム管理者が取水塔ゲートを調整しながら、受注者が導水トンネル及び南北調整池に用水が充水したことを確認する。
- イ 南北調整池が満水となったら、南北調整池の分水ゲートを開け用水を充水していく。この際に支線の充水も行っていく。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の留意事項

既設構造物取壊し工における写真管理については、既設構造物の撤去前から撤去後までの撤去作業の状況が一連で分かるよう写真管理を工夫するものとし、次の写真管理フローを参考に撮影記録するものとする。

- ア 現況整理として、撤去対象物の概要を撮影記録する。
- イ 掘削中及び掘削後の構造物の把握として、撤去対象物の詳細数量確認状況を撮影記録する。
- ウ 撤去作業状況の整理として、一連の撤去作業状況を撮影記録する。
- エ 完全撤去状況の整理として、完全に撤去除去された状況が確認出来るよう撮影記録する。
- オ 復旧・完了後の整理として、撤去範囲における復旧完了状況を撮影記録する。

(2) 工事現場等における遠隔確認について

- ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- イ 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- ウ 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的

記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1 TS 等光波方式出来形管理技術	土工（掘削）
2 TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術	土工（掘削）
3 UAV 空中写真測量出来形管理技術	土工（掘削）
4 TLS 出来形管理技術	土工（掘削）
5 UAV レーザー出来形管理技術	土工（掘削）
6 地上移動体搭載型LS 出来形管理技術	土工（掘削）
7 RTK-GNSS 出来形管理技術	土工（掘削）
8 ICT 建設機械施工技術	土工（掘削）

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3. ～ 7. によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 令和3年度 南幹線水路調査測量設計業務	
2 図面のCAD データ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。
また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 監督職員が歩掛調査等を指示した場合。また、歩掛調査の結果、積算と著しい差異が生じた場合。
2. 交通誘導警備員が追加となった場合
3. 関係機関等との協議により変更が生じた場合
4. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
5. 想定外の漏水が確認され、その対策の必要が生じた場合
6. 補修数量に変更が生じた場合
7. 産業廃棄物処理が必要となった場合
8. 換気設備工が必要となった場合
9. 除雪が必要となった場合
10. 異常な出水等確認された場合
11. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
12. 遠隔確認を行う場合（遠隔確認を行う工事以外の場合）
13. 設計変更等

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。なお、その経費については、別途協議の上、設計変更時に計上する。

14. その他両者協議のうえ必要と認めた事項

第14章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (イ) 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
- (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書 様式 6-1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- (イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- (ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額 (以下、「VE 管理費」という。) を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなけれ

ばならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は管理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確した場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。

ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、

確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 工事関係書類様式（様式－42））を記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数 : 1.2

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア (ア) ～ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の (ア) ～ (サ) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ) ～ (チ) については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化

(タ) 室内温度の調整が可能な設備

(チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化

	オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10. 週休2日制工事の施工

（１）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、 共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（２）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施

状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

ア 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする

12. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）等については、土地改良事業等請負工事積算

基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（被災地補正）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙－4，様式1）（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（別紙－4，様式2）（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 15 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 作業残土処理工				
土砂等運搬		m ³	290	
整地		m ³	290	
積込 (ルーズ)		m ³	290	
(2) 作業土工				
床掘		式	1.000	
人力荒仕上げ		式	1.000	
埋戻		式	1.000	
2. 管体基礎工				
(1) 砂基礎工				
基面整正		m ²	180	
法面整形		m ²	370	
砂基礎	管底部 山砂 (SF相当品以上)	m ³	57	
砂基礎	管側部 山砂 (SF相当品以上)	m ³	250	
3. 管体工				
(1) ダクタイル鋳鉄管布設工				
ダクタイル鋳鉄管	φ 1350mm, AL2種	m	82.7	
異形管	異種管継ぎ手ALW φ 1350 × SP φ 1350	本	1	
異形管	異種管継ぎ手ALW φ 1350 × FRPM φ 1350	本	1	
ダクタイル鋳鉄管切断	φ 1350mm	箇所	1.000	
既設FRPM管切断	φ 1350mm	箇所	1.000	
既設鋼管切断	φ 1350mm	m	8.600	
埋設表示シート		m	83.000	
4. 耕地復旧工				

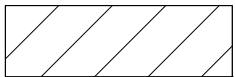
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)水田復旧工				
表土掘削・埋戻		m ²	261.000	
5. 撤去・復旧工				
(1)既設管撤去				
既設管撤去	PC管 φ 1350	m	83.000	
コンクリート殻処理		m ³	38.000	
(2)コンクリート水路撤去・復旧				
コンクリート水路撤去	U-300	m	14.000	
コンクリート水路復旧	U-300	m	14.000	
(3)As舗装撤去・復旧工				
As舗装版撤去		m ²	60.500	
As舗装復旧工		m ²	60.500	
(4)アスカーブ撤去・復旧				
アスカーブ復旧		m	33.000	
アスカーブ撤去		m	33.000	
直接工事費（仮設工）				
1. 仮設工				
(1)仮設道路工				
安定シート		m ²	3,806	
工事用道路	設置～撤去	m	214	
(2)歩行者用道路工				
歩行者用道路	設置～撤去	m	40.400	
安定シート		m ²	81	
2. 仮設工				
(1)排水・充水工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
排水工		式	1.000	
充水工		式	1.000	
3. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	116.00	

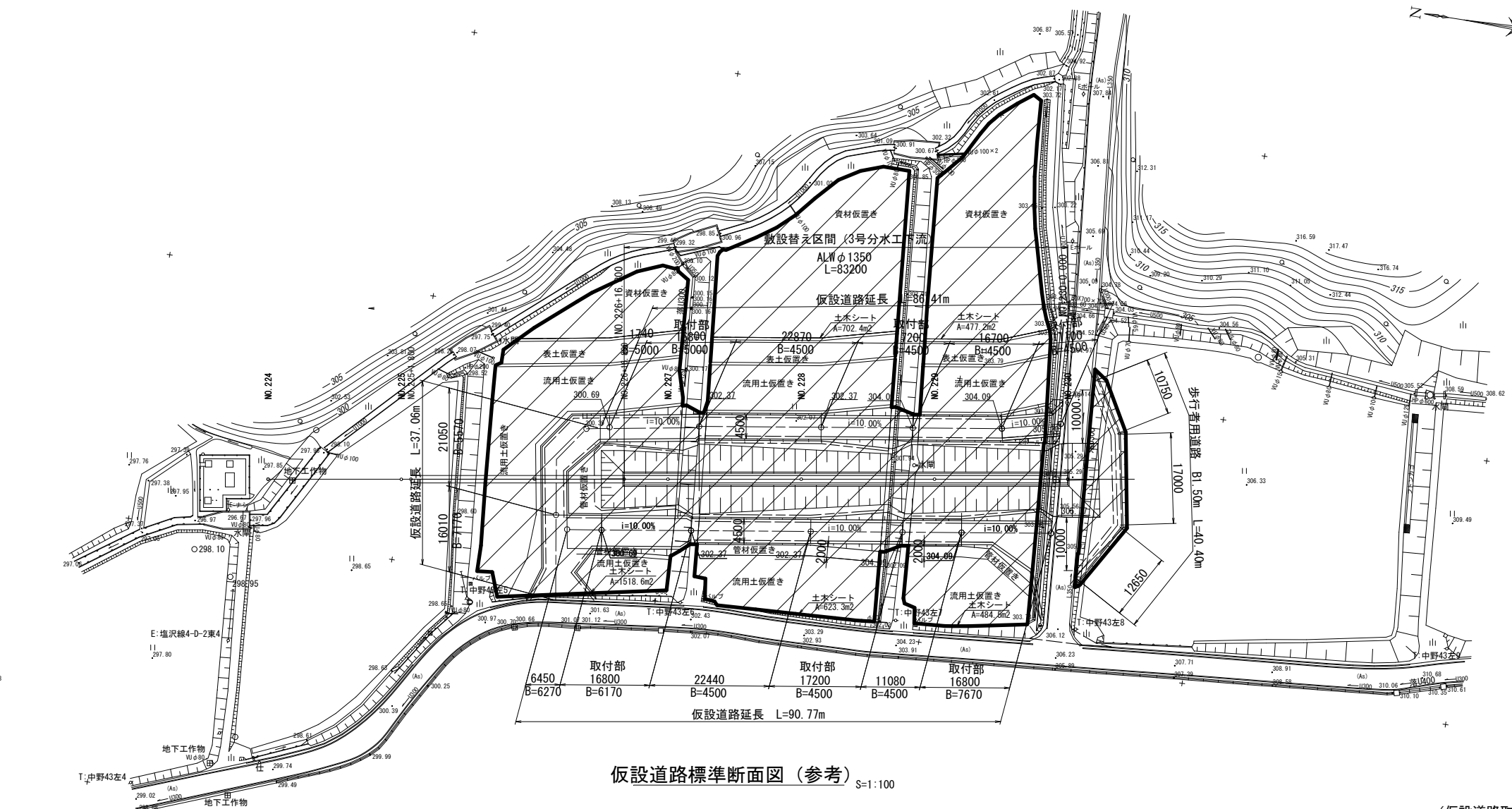
工事用地図



工事用地範囲

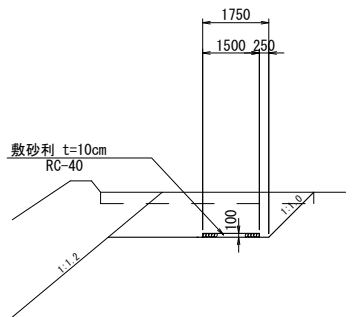
平面図

S=1:500



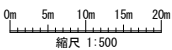
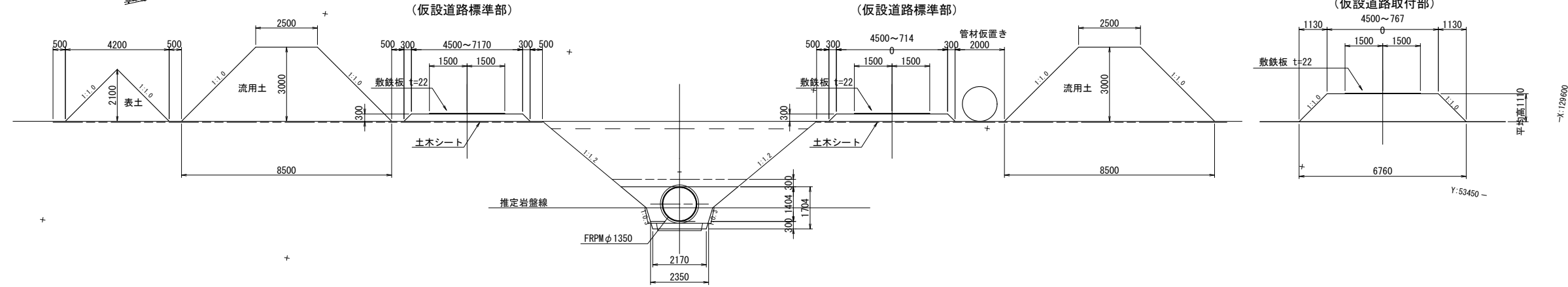
歩行者用道路標準断面図

S=1:100



仮設道路標準断面図（参考）

S=1:100



※標高値は第3号分水工天端 (H=298.000) を既知点とし、求めたものである。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差 額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫、材 料保管場所等の敷地 借上げに要した地代 及び建物を建築する 代わりに貸しビル、 マンション、民家等 を長期借上げした場 合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ ル等に宿泊した場合 に要した費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸 送含む）をするため に要した費用（運転 手賃金、車両損料、燃 料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、 労働者の帰省旅費、 労働者の帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助、 交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和6年度 国営施設応急対策事業母畑地区
南幹線用水路改修（その3）工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	摘 要
1	全体位置図	1	
2	平面図	1	
3	縦断図	1	
4 - 1 / 2	横断図（1/2）	1	
4 - 2 / 2	横断図（2/2）	1	
5	異種管継手詳細図	1	
6	撤去・復旧図	1	
7	仮設図	1	
	合 計	8	